

## 琉球大学の軍事的安全保障研究に関する対応の基本方針

平成 29 年 10 月 11 日

役員会 決定

琉球大学は、「自由平等・寛容平和」の建学の精神を継承発展させ、「平和・共生の追及」をしていくことを基本理念の一つとしています。また、琉球大学憲章は、沖縄が、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史等を踏まえ、国際平和の構築に貢献していくことを謳っています。

建学以来、琉球大学は、このような理念や精神にのっとり、教育、研究、地域貢献活動を行ってきたことにより、学内外から高い評価と信頼を得てきました。

そうした中、2015年（平成27年）に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の公募が始まり、民生的研究と軍事的安全保障研究とは一応区別できるものの、研究成果については、その両者間で容易に転用され得るという両義性（デュアルユース）が本質的に存在することが改めて意識されるようになりました。また、2017年（平成29年）3月24日に日本学術会議が「軍事的安全保障研究に関する声明」を発出し、大学等の研究機関は、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を審査する制度を設けるべきであるとの提言をしました。

大学における研究活動には自由が必要であり、デュアルユースの可能性のある研究のすべてを否定することはできません。また、現代の最先端技術は、民生と軍事的安全保障の双方で利用可能な技術が核心を占めてきていることから、その領域の研究を極度に避けようとするのは、本学やわが国の競争力の低下を招きかねないという意見も見受けられます。しかしながら、先に述べたような琉球大学の基本理念や琉球大学憲章の精神等に思いをいたせば、琉球大学における教育研究は、学問の自由を踏まえつつも、人類の福祉と平和に寄与するために行われるべきであり、それらを妨げる目的では行わないことを旨とすべきです。

そこで、学内における慎重な検討・議論を経て、琉球大学は、軍事的安全保障研究について、以下の3つの原則にしたがって対応することとします。

1. 軍事利用を直接目的とする研究は行いません。
2. 国内外の軍事を所管する公的機関からの資金提供を受けて行う研究は、人道目的の研究であることが明らかな場合など極めて例外的な場合を除き、行いません。
3. その他の研究についても、研究成果が軍事利用される蓋然性の認められる研究を行おうとするときは、その適切性について、学内での審査を受けなければならないこととします。